

《受講義務期限は？》

甲種防火管理再講習が必要な対象物の防火管理者は、

①選任された日の4年前までに講習を修了した防火管理者は、防火管理者に選任された日から1年以内に再講習を受講し、その後は最後に講習の課程を修了した日以降における最初の4月1日から5年以内ごとに再講習を受講しなければなりません。(※例1参照)

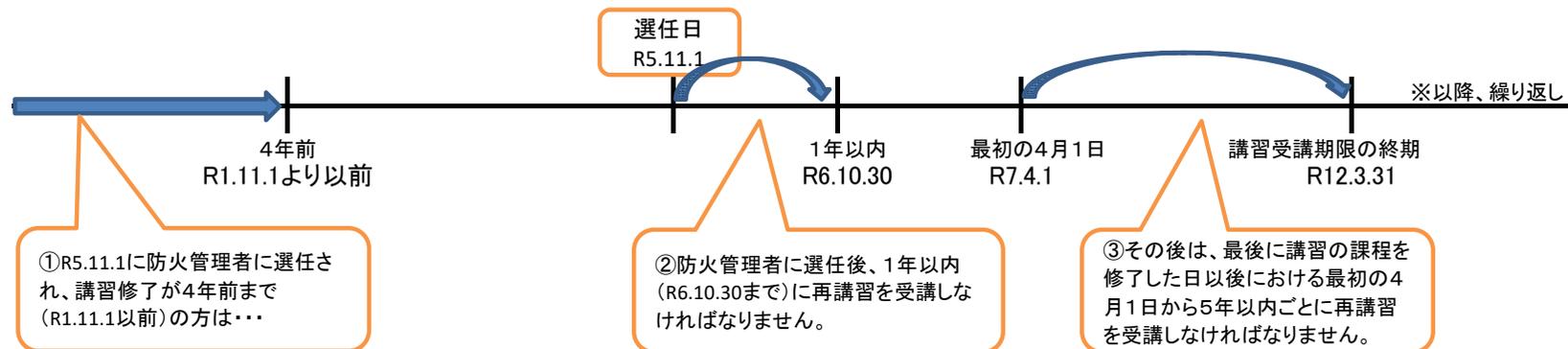
②上記①以外の防火管理者は、最後に講習の課程を修了した日以降における最初の4月1日から5年以内ごとに再講習を受講しなければなりません。(※例2参照)

《受講義務期限の例》

例 1

①防火管理者に令和5年11月1日に選任された。

②講習の修了が、4年前まで(令和1年11月1日以前)である。



例 2

①防火管理者に令和5年11月1日に選任された。

②講習の修了が、4年以内(令和1年11月1日以降)である。**※講習修了日を令和3年6月1日で例えると…。**

